

令和元年10月1日(火) 利用開始

石岡市プレミアム商品券取扱店募集



石岡市内での消費拡大と地域経済の活性化を図るため、『未来いしおか商品券』を発行します。また、10月に予定されている消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするために、住民税非課税の方・乳幼児のいる子育て世帯を対象とした国の助成制度による『プレミアム付商品券』を発行します。これに伴い、2種類の商品券が利用できる取扱店を募集します。

名称	未来いしおか商品券	プレミアム付商品券
発行金額	1億円(1億1千万円)	3億円(対象者12,000人の場合)
対象	一般消費者	住民税非課税の方・乳幼児のいる子育て世帯
商品券の概要	500円の商品券22枚綴りを1万円で販売します。	500円の商品券10枚綴りを4,000円で販売します。
購入限度	1人 100,000円(10冊まで)	対象者あたり20,000円 販売単位4,000円で5回まで購入可
使用限度	1回 110,000円	購入金額による
換金手数料	枚数×1%(1枚当たり5円)	国の景気対策のため無料
使用期間	令和元年10月1日(火)～令和2年1月31日(金) ※商品券の販売は9月下旬を予定しております。	
取扱店参加資格	○石岡市内に店舗、事業所等を有する事業所(市内の店舗等に限る) 《取扱店業種一例》 ◆小売業(食料品、衣料品など) ◆飲食業(飲食店、居酒屋など) ◆サービス業(理・美容、エステなど) ◆その他(リフォーム、電気工事など) ○詳しくは取扱店募集要項をご参照ください。石岡商工会議所ホームページに掲載しています。 http://ishioka.or.jp/ ○商品券は、不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの、風営法第2条に規定する役務、国税、地方税や使用料などの公租公課等の物品及び役務の提供を受けるためには使用できません。	
申込み期間	令和元年7月16日(火)～令和2年1月31日(金) 7月31日(水)までに申請した場合は、9月1日号の市報に折り込む取扱店一覧に掲載します。	
申込方法	○「取扱店登録申請書」は石岡商工会議所又は石岡市八郷商工会へ持参してください。 ○申請にあたり、遵守事項誓約書・反社会的勢力でないことの誓約書をご記入いただきますので、印鑑をお持ちください。 ○事業確認書類を提出していただきます。ただし石岡商工会議所及び石岡市八郷商工会会員は除きます。 法人：商業登記簿謄本又は営業許可証の原本 個人：確定申告書、決算書又は営業許可証の原本 ※確認書類は、コピーさせていただきます。 ○複数店舗の場合は個別の店舗ごとに申請してください。	

【問い合わせ先】 石岡商工会議所 〒315-0013 石岡市府中1-5-8

TEL 22-4181 FAX 22-6321 HP <http://ishioka.or.jp/>

石岡市八郷商工会 〒315-0116 石岡市柿岡2009-3

TEL 43-0247 FAX 44-1174 HP <http://www.yasato.or.jp/>

『未来いしおか商品券』及び『プレミアム付商品券』取扱店登録申請書

『未来いしおか商品券』及び『プレミアム付商品券』の取扱店募集要項に同意しましたので、取扱店になることを申請します。

令和 年 月 日

店舗情報・一覧表掲載情報	所在地	〒 石岡市		
	フリガナ			
	店舗名	掲載店名を20字以内で記載してください。字数上限をオーバーした場合は20字までを掲載します。		
	代表者名	(印)		
	業 種 <small>□にチェックしてください</small>	<input type="checkbox"/> ①小売業	<input type="checkbox"/> ②飲食業	<input type="checkbox"/> ③サービス業
		<input type="checkbox"/> ④その他 (具体的にご記入ください)		
	取扱商品またはサービス	16字以内で記載してください。字数上限をオーバーした場合は16字までを掲載します。また掲載の都合により表現の変更を行う場合があります。		
	電話番号		F A X	
法人名	別途法人名がある場合は記入してください			

換金振込口座	金融機関名	銀 行 信用組合 信用金庫		支店名	支 店
	預金種別 <small>□にチェックしてください</small>	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号 <small>左詰めで記入してください</small>	
	フリガナ				
	口座名義				

※ 商品券の換金口座は、石岡市内の金融機関に限定いたします。

※ ご提供いただく個人情報は、各種連絡・情報提供や実態調査・分析等、プレミアム商品券事業の実施の目的にのみ利用します。

※ 詳細は「各取扱店募集要項」をご覧ください。石岡商工会議所のホームページに掲載しています。

				受付印	
入 力	照 合	誓約書①	誓約書②	会 員	

『未来いしおか商品券』及び『石岡市プレミアム付商品券』 取扱店募集要項

1 発行の目的

【未来いしおか商品券】

石岡市内の消費拡大と地域経済の活性化を図り、市内各事業所の来店客数の増加及び売上の向上を目的として、消費喚起効果が大きい未来いしおか商品券を発行します。

【石岡市プレミアム付商品券】

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。

2 商品券の発行について

【未来いしおか商品券】

- (1) 名称 未来いしおか商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行者 石岡商工会議所・石岡市八郷商工会
- (3) 発行総額 1億円
- (4) 発行冊数 1万冊
- (5) 商品券構成 額面総額11,000円（商品券1枚あたりの額面500円とし、22枚綴りとする）
- (6) 販売価格 1冊／10,000円
- (7) 利用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年1月31日（金）
- (8) 販売期間 令和元年9月22日（日）～完売まで
- (9) 販売方法 石岡商工会議所及び石岡市八郷商工会での窓口販売（土・日・祝日は除きます）
ただし、令和元年9月22日（日）は石岡市役所本庁及び八郷総合支所で販売します
- (10) 販売対象者 制限なし
- (11) 購入限度 1人10万円（10冊）まで
- (12) 利用限度 1商品・サービスにつき、11万円（10冊）まで

【石岡市プレミアム付商品券】

- (1) 名称 石岡市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行者 石岡市
- (3) 商品券構成 額面総額5,000円（商品券1枚あたりの額面500円とし、10枚綴りとする）
- (4) 販売価格 1冊／4,000円
- (5) 利用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年1月31日（金）
- (6) 販売期間 令和元年9月24日（火）～令和2年1月17日（金）
- (7) 販売方法 石岡市内の金融機関等での窓口販売
- (8) 販売対象者
 - ・住民税非課税の方（2019年度分の住民税（均等割）が課税されていない方）
 - ・乳幼児のいる子育て世帯（2016年4月2日～2019年9月30日までに生まれた子がいる世帯）※住民税非課税の方、乳幼児のいる子育て世帯の両方の要件に該当する方は両方とも対象
- (9) 購入限度 両対象者ともそれぞれ1人あたり20,000円（5冊）まで
- (10) 利用限度 両対象者ともそれぞれ1人あたり25,000円（5冊）まで

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。

- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負いません。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払（税金、保険料、電気、ガス又は水道料金等の支払等）
- (2) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）

※ただし、消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするための【石岡市プレミアム付商品券】は利用することができます。

- (3) 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自に発行する商品券等）、図書券、郵便切手、収入印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払、事業活動に使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6号から第11号までのいずれかに該当する営業に係る支払
- (8) 特定の宗教若しくは政治団体に関するもの又は公序良俗に反するものに係る支払
- (9) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払や、自動車等の資産性の高い商品の購入
- (10) 商品券の交換又は売買

5 取扱店の参加資格

石岡市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除いたもので、石岡市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記（4 商品券の利用対象にならないもの）に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びのぼり旗を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止（ホログラムがない、色合いが明らかに違う）など、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに石岡商工会議所又は石岡市八郷商工会まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、偽造等のため換金不能の商品券、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号）および石岡市暴力団排除条例（平成23年条例第17号）を遵守してください。
- (8) 商品券発行事業の消費喚起・誘発効果を測定するため、利用者および取扱店に対し実施するアンケート調査へのご協力をお願いします。

7 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要項」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、石岡商工会議所（下記①）又は石岡市八郷商工会（下記②）に直接提出してください。

「取扱店登録申請書」は石岡商工会議所並びに石岡市八郷商工会のホームページからダウンロードできるほか、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会で配布します。

石岡商工会議所ホームページ：<http://ishioka.or.jp/>

石岡市八郷商工会ホームページ：<http://www.yasato.or.jp/>

併せて、「遵守事項誓約書」並びに「反社会勢力でないことの誓約書」を提出いただきます。「遵守事項誓約書」並びに「反社会的勢力でないことの誓約書」は、石岡商工会議所並びに石岡市八郷商工会のホームページからダウンロードできるほか、石岡商工会議所、石岡市八郷商工会で配布します。

また、事業が確認できる書類をご提出ください。法人は商業登記簿謄本又は営業許可書の原本、個人は確定申告書、決算書又は営業許可書の原本をお願いします。ただし、石岡商工会議所及び石岡市八郷商工会会員は除きます。また、書類はコピーさせていただきます。

【提出書類一覧】

- (a) 取扱店登録申請書
- (b) 遵守事項誓約書
- (c) 反社会的勢力でないことの誓約書
- (d) 事業が確認できる書類（事業実態が確認できる石岡商工会議所及び石岡市八郷商工会会員は除く。確認書類はコピーさせていただきます。）
 - 法人：商業登記簿謄本又は営業許可証の原本
 - 個人：確定申告書、決算書又は営業許可証の原本

(2) 申請書の提出先

- ①石岡商工会議所 〒315-0013 石岡市府中一丁目5番8号
TEL：0299-22-4181 FAX：0299-22-6321
- ②石岡市八郷商工会 〒315-0116 石岡市柿岡2009-3
TEL：0299-43-0247 FAX：0299-44-1174

(3) 申請期間

令和元年7月16日（火）から令和2年1月31日（金）まで

※令和元年7月31日（水）までに申請した取扱店は、取扱一覧表を作成して9月1日号の石岡市報に折り込むとともに、商品券購入者へ配布します。その後は随時追加店舗として別表に記載します。

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、審査を経て、取扱店として承認し「取扱店証明書」を発行します。

(5) その他

①個別の店舗ごとに申し込んでください。石岡市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。

③換金請求書、ポスター、のぼり旗を配布します。

8 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、石岡商工会議所または石岡市八郷商工会に、「取扱店証明書」を持参のうえ、使用済券と換金請求書を提出してください。

原則として、15日請求の場合は当月末、月末請求の場合は翌月15日に指定の口座に振り込みます。なお、振込日が休業日の場合は翌営業日となります。

(2) 換金に必要なもの

①使用済券

②換金請求書

③取扱店証明書

(3) 換金受付期間

令和元年10月1日（火）から令和元年2月17日（月）まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(4) 換金手数料

①未来いしおか商品券

換金手数料は500円券1枚につき5円（1%）となります。

②石岡市プレミアム付商品券

国の景気対策のため、換金手数料は無料となります。

9 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10 その他留意事項

(1) この「募集要領」に記載されていない事項は、石岡商工会議所へお問い合わせください。

(2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「商品券の使えるお店（一覧表）」として、石岡商工会議所のホームページやリーフレットなどにより広報します。

<問い合わせ先> 石岡商工会議所 〒315-0013 石岡市府中一丁目5番8号
TEL：0299-22-4181 FAX：0299-22-6321

石岡市八郷商工会 〒315-0116 石岡市柿岡2009-3
TEL：0299-43-0247 FAX：0299-44-1174

遵守事項に関する誓約書

令和 年 月 日

石岡市長 殿
石岡商工会議所会頭 殿
石岡市八郷商工会会長 殿

申請者

住 所 (法人、団体にあつては事務所所在地)
〒

(法人、団体にあつては法人、団体名及び代表者氏名)

氏 名 _____ ⑩
生年月日 _____ 年 月 日 _____

私は、未来いしおか商品券及び石岡市プレミアム付き商品券取扱店舗登録申請を行うに当たり、次の事項について遵守いたします。

1. 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
2. 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
3. 商品券の再販・再流通を致しません。
4. 商品券の偽造・悪用・乱用は致しません。
5. 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
6. 商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
7. 商品券の取扱、取扱店舗の責務のほか、取扱店舗募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
8. 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（HP、チラシ等に掲載）について同意します。
10. 登録する店舗は、取扱店舗募集要項に記載する取扱資格に違反する店舗ではありません。
11. 石岡市暴力団排除条例（平成23年条例第17号）その他関係法令を遵守します。

以 上

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書

令和 年 月 日

石岡市長 殿
石岡商工会議所会頭 殿
石岡市八郷商工会会長 殿

申請者

住所（法人、団体にあつては事務所所在地）
〒

（法人、団体にあつては法人、団体名及び代表者氏名）

氏名 ⑩

生年月日 年 月 日

私は、未来いしおか商品券及び石岡市プレミアム付商品券取扱店舗登録申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、当該事項を茨城県警察本部に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を求められた場合には、指定された期日までに提出します。

1. 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2. 1. の（1）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。